

H22.5.1 初 版
R5.12.8 改訂6版
R6.12.3 改訂7版

クリーンセンター響受入基準

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第30条第2項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第27条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

当該施設は、一般廃棄物処理施設であり詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

排出者は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、空カン・空ビン、ペットボトル、古紙、不燃物等種類ごとに分別した状態で搬入し、搬入車両からの荷下ろしは、原則、搬入者が行うこととする。

(1) 可燃ごみ

＜ごみピットに投入するもの＞

| | |
|-----------------------------|---|
| 紙くず | 書類、段ボール、書籍等 |
| 繊維類 | 衣類、ネット（45リットル袋入りのもの）、ロープ（長さ100cm以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。 |
| 軟質プラスチック | ビニールシート（大きさ100cm×100cm以内）、ゴムホース（長さ100cm以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1日200kgまで受入れる。 |
| 草・わら・つる・落ち葉 | 45リットル袋入り。もしくは、45リットル袋程度に縛ること。 ※土を取り除くこと。 |
| 発泡スチロール | 30cm×30cm×30cm以内 ※1日200kgまで受入れる。 |
| ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等 | 1日45リットル袋5袋まで受入れる。 |

＜処理場に搬入するもの＞

| | |
|-----------------------|--|
| 木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等 | 棒状：長さ150cm×直径20cm以内 直径20cmを越える場合は、長さ20cmで輪切りにすること。 板状：長さ180cm×幅90cm以内 ※幹径20cm以上の大きな根は除く ※金属、ガラス等の異物を可能な限り取り除くこと。 |
|-----------------------|--|

| | |
|----------------|---|
| 草・わら・つる・落ち葉 | 150cm以内 ※土を取り除くこと。 |
| 繊維類 | 畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布 |
| 竹、笹 | 長さ50cm ※根を取り除くこと。 |
| 発泡スチロール | 大きさ30cm×30cm×30cmを超え 60cm×60cm×60cm以内 ※1日200kgまで受入れる。 |
| 体育館マット、ベッドマット等 | 幅150cm×長さ200cm以内 |
| その他 | ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。 |

(2) 不燃ごみ

| 種 類 | 受入れる廃棄物の例示 | 個別基準 |
|----------|------------|---|
| 家庭系一般廃棄物 | がれき類 | がれき類等に類するもの 30cmを超えるものは30cm程度以下に破砕してあること。 |
| | 廃石こうボード | ・石綿非含有のもの ※要証明 ・石綿非含有を証明できないものは、厚手の透明ビニール袋に二重包装し、入れ口を折り込み中身が動かないようにテープで1周巻き込みふさぐこと。 ・30cmを超えるものは30cm程度以下。 ・紙類が付着していないもの。 |
| | 金属くず | 廃家電製品等 リサイクル制度のあるものは除く。 |
| | 廃プラスチック類 | 硬質のもの 100cmを超えるものは100cm程度以下に破断してあること。 |
| | 上記以外の不燃物 | 上記以外の不燃物については、処理除外物以外は基本受け入れる。 |

3 処理除外物（クリーンセンター響で受入できないもの）

| 基 準 | 受入できない例示 | 例外規定 |
|--------------------|--|--|
| 下関市以外の場所から排出された廃棄物 | ・下関市以外で発生した廃棄物 | |
| 産業廃棄物 | | |
| 有害性のあるもの | ・感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等 ・PCB及びPCB汚染物を含むもの ・石綿（アスベスト）含有物 | 家庭系一般廃棄物のうち、1日10本までの蛍光灯及び1日5kgまでの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CRのみ））。 |

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 危険性のあるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・劇薬、農薬等 ・毒性及び有するもの | |
| 引火性、着火性のあるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ ・ガスボンベ類 | 石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。 ライターについては、1日1kg程度まで受入れる（オイルまたはガスを抜いたものに限る）。 |
| 著しく悪臭を発するもの | <ul style="list-style-type: none"> ・汚物類 ・ふん尿等 | |
| 特別管理一般廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> ・P C B 及び P C B 使用製品 ・ばいじん ・感染性廃棄物等 | |
| 社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・仏壇、仏具、神具、墓石等 | |
| リサイクル制度等のあるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・自動車 ・オートバイ ・原動機付自転車 ・廃タイヤ ・F R P 船 ・消火器 ・パソコン（モニターを含む） ・トナーカートリッジ | <ul style="list-style-type: none"> ・分解、解体されたパソコン ・タイヤの付いていないホイールのみ可 ・自転車、一輪車等に付属しているタイヤ |
| 廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの | | 廃油は一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。 |
| 動植物性残渣、鉾さい、動物のふん尿・死体、ばいじん | | 動物のふん尿は一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り1日45リットル袋4袋まで受入れる。 動物の死体は一般廃棄物（家庭系）であれば |

| | | |
|---|--|---|
| | | 30kg程度の小型獣（鶏、犬、猫等）1日1匹まで受入れる。 |
| 市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・電動ベッド・シニアカー ・電子ピアノ・電子オルガン ・ピアノ　・オルガン ・太陽熱温水器　・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材等） ・大量の粉体（小麦粉、こんにゃく、シュレッダーくず等） ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ10cm程度まで）のものは受け入れる。 |
| 土・石等 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石 | <ul style="list-style-type: none"> ・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂（事業系は除く）は45ℓ袋に入った状態で、10kg以下のもの15袋まで。 ・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね30cm以下のもの。 |

4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

5 受入基準の変更について

この基準につきましては、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。